

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 計量法関係手数料令の一部改正

一 振動レベル計に係る検定及び型式承認に係る手数料について、その検定及び型式承認に要する実費を勘案し、手数料の額を改定すること。
(別表第四第十四号関係)

二 別表第四第十四号上欄に掲げる振動レベル計について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める構造検定の方法に基づき同表備考の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、同表第十四号下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとすること。
(別表第四備考関係)

第二 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。

(附則関係)